UBS

【使用開始日　2026年2月21日】

投資信託説明書（交付目論見書）

UBSブラジル・レアル債券投信

（毎月分配型）／（年2回決算型）

追加型投信／海外／債券

○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**

○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

野村信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
■UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）（以下「毎月分配型」ということがあります。）	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年12回（毎月）	中南米	ファミリーファンド	なし
■UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）（以下「年2回決算型」ということがあります。）	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年2回	中南米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2025年11月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,634億円（2025年11月末現在）

・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）／（年2回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月20日に関東財務局長に提出しており、2026年2月21日にその届出の効力が生じております。

©UBS2026.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として、ブラジル・レアル建て債券に投資を行うファンドです。

・UBSブラジル・レアル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、ブラジル・レアル建て国債等を中心に投資を行います。

※ただし、米ドル建て債券にも投資を行う場合があり、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨(レアル)買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨(レアル)建てとなるように運用します。

・実質外貨建資産(主に現地通貨(レアル)建て)については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、現地通貨(レアル)と円の為替変動の影響を受けます。

■ ブラジル・レアル債券市場

・ブラジル国債は、レアル建てと外貨建ての2種類が発行されています。
当ファンドは、ブラジル国内発行のレアル建て国債を主な投資対象とします。

[ブラジル国債の種類]

		発行地域	
		ブラジル国内	ブラジル国外
発行通貨	レアル建て	■固定利付債 ■割引債 ■国庫金融債 ■インフレ連動債	■ブラジル連邦共和国グローバル債
	米ドル建て等	なし	■ブラジル連邦共和国債

当ファンドの主な投資対象

固定利付債：発行時に定められたクーポンが償還まで変わらない、通常の債券。
割引債：額面未満で発行され、満期時に額面で償還される、いわゆる「ゼロクーポン債」。
国庫金融債：政策金利によって変動するクーポン相当額が、償還時に一括して支払われる債券。
インフレ連動債：元本が、物価指数に応じて変動する債券。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。

・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
・委 託 先 名 称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
(UBS Asset Management (Americas) LLC)

◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]
当ファンドは「UBSブラジル・レアル債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。
「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

◎ 運用プロセス

・投資ユニバースを、主としてブラジル・レアル建ての国債とし、残存年数に応じて4つに分類します。
・ポートフォリオは、ブラジル・レアル建て国債市場全体における、残存年数別の時価総額比率を参照して構築します。

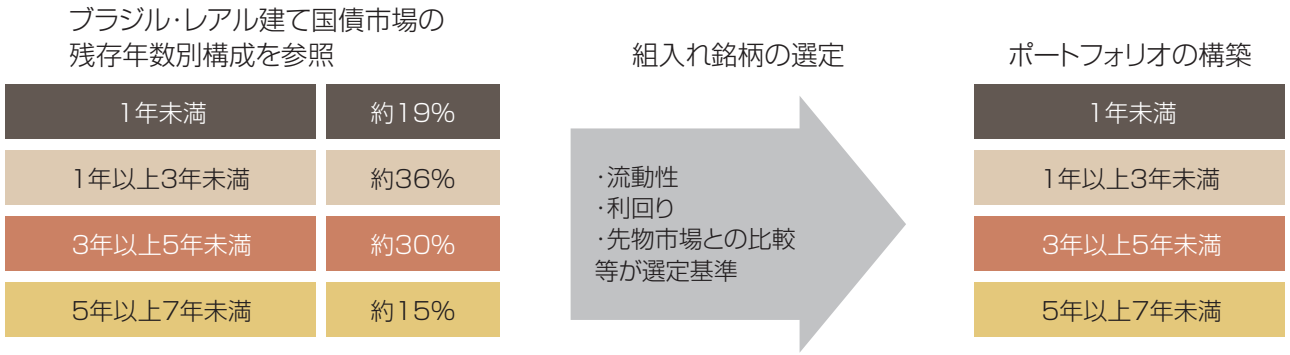

2025年11月末現在　※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
ブラジル・レアル建て国債市場の時価総額の変化に伴って、残存年数別構成の比率は変化します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

※詳しくは、後記「分配方針」をご覧ください。

◎ 主な投資制限

・株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・同一発行体の発行する有価証券への実質投資割合は、原則として10%以内とします。ただし、国債もしくは政府機関債またはこれらと同等の信用を有する有価証券を除きます。なお、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、この限りではありません。
・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◎ 分配方針

■毎月分配型
毎月の決算時（原則として毎月20日。当該日が休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。

［毎月分配型のイメージ図］

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■年2回決算型
年2回の決算時（原則として毎年5月20日および11月20日。当該日が休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。

［年2回決算型のイメージ図］

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				分配金						分配金	

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※両ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

［計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合］

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

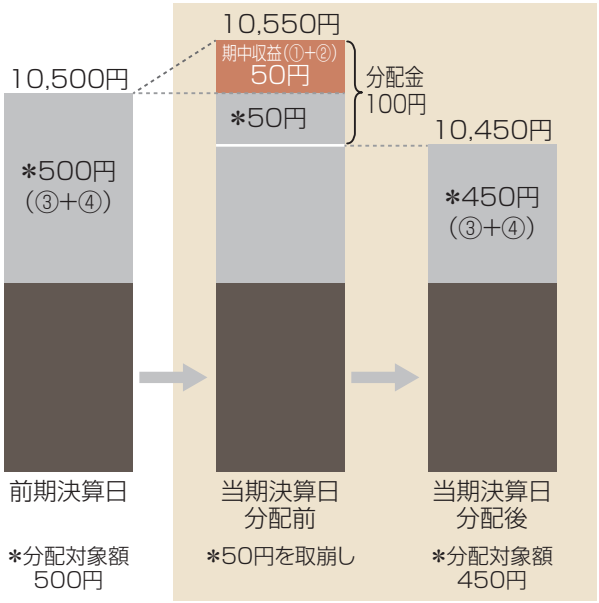

【前期決算日から基準価額が下落した場合】

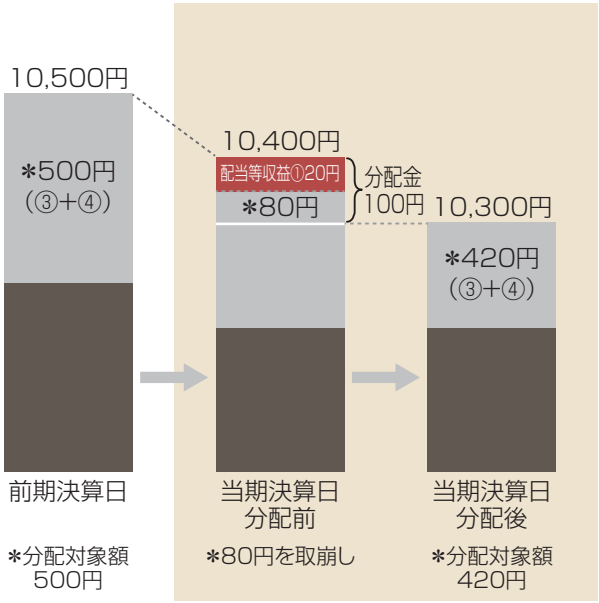

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

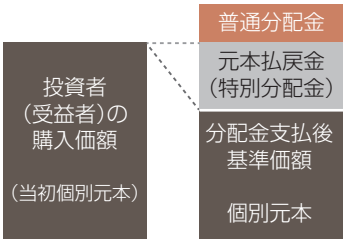

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

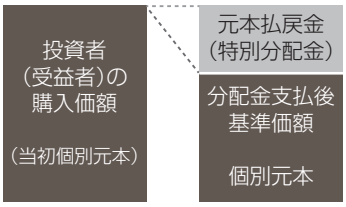

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行うブラジルの債券投資には、一般的に先進国と比較して、「格付けが低い場合があること」、「経済状況および政治的、社会的な変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「流動性が低く、制度、インフラストラクチャーが未発達であること」、「企業等の開示に関する正確な情報確保ができないこと」などのリスクおよび留意点があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

（参考情報）

［毎月分配型］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

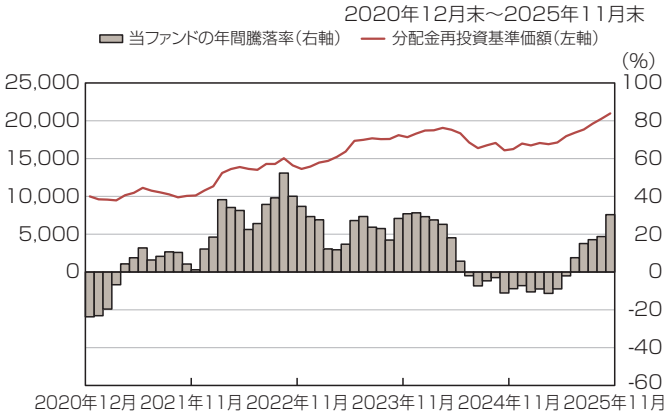

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

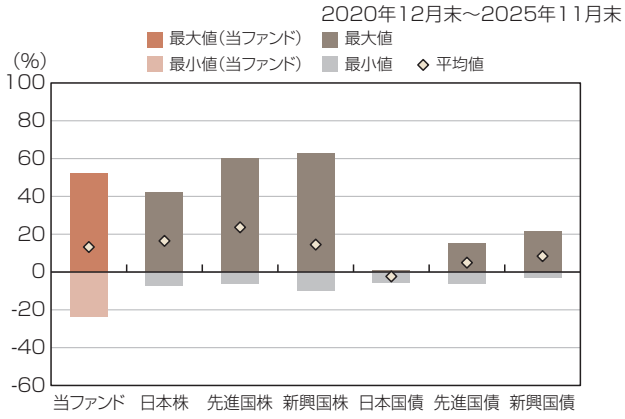

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 23.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値	13.2	16.5	23.6	14.5	△ 2.3	4.9	8.4

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

［年2回決算型］

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

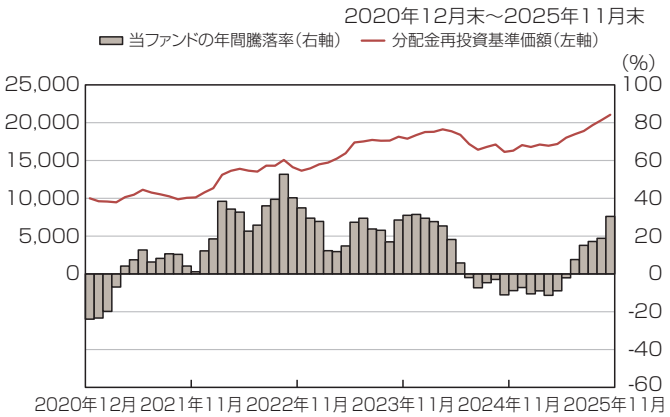

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

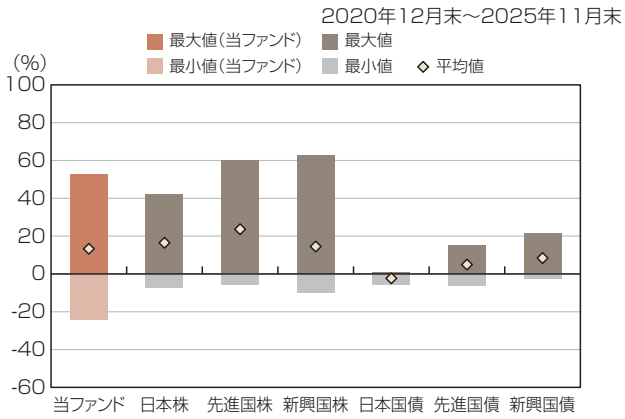

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 23.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値	13.3	16.5	23.6	14.5	△ 2.3	4.9	8.4

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ･インデックス(配当込み､円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング･マーケット･インデックス(配当込み､円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本､円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は､為替ヘッジなしによる投資を想定して､円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は､データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は､その内容について､信憑性､正確性､完全性､最新性､網羅性､適時性を含む一切の保証を行いません。また､当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等､当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について､何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権､知的財産権その他一切の権利は､株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ･インデックス(配当込み､円換算ベース)
・MSCIエマージング･マーケット･インデックス(配当込み､円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権､知的財産権その他一切の権利は､MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権､商標権､知的財産権その他一切の権利は､野村フィデューシャリー･リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本､円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権､商標権､知的財産権その他一切の権利は､FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイドに関する著作権､知的財産権その他一切の権利は､J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2025年11月28日現在）

毎月分配型

年2回決算型

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。
※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

毎月分配型

2025年7月	5円
2025年8月	5円
2025年9月	5円
2025年10月	5円
2025年11月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	6,690円

年2回決算型

2023年11月	0円
2024年5月	0円
2024年11月	0円
2025年5月	0円
2025年11月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2025年11月28日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還期限	利率	投資比率
1	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2027年9月1日	0%	10.58%
2	BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2031年1月1日	10%	9.63%
3	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2026年3月1日	0%	8.74%
4	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2028年9月1日	0%	8.73%
5	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2029年9月1日	0%	8.26%
6	BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2027年1月1日	10%	7.17%
7	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2030年9月1日	0%	6.41%
8	BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2029年1月1日	10%	6.40%
9	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2029年3月1日	0%	5.51%
10	BRAZIL-LFT 0%	国債証券	2027年3月1日	0%	4.60%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※各ファンドの純資産総額に対し、毎月分配型は99.55%、年2回決算型は99.54%マザーファンドを組入れています。

年間収益率の推移（2025年11月28日現在）

毎月分配型

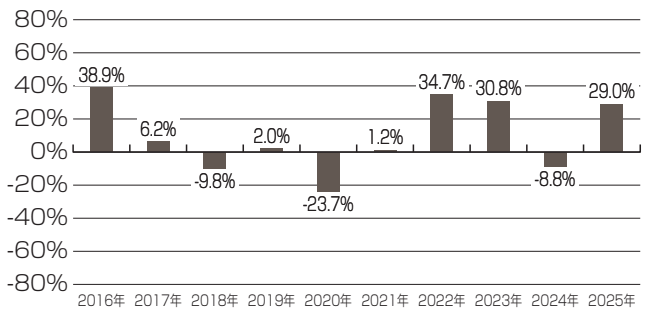

年2回決算型

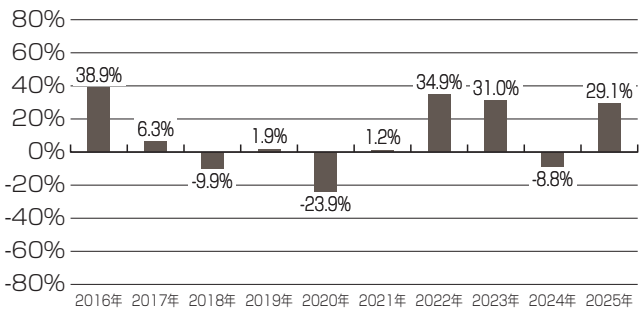

※2025年は年初から11月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	一般コース(分配金を受け取るコース): 　1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース): 　1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入後に、購入コースの変更はできません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	購入申込受付日から起算して原則として6営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口単位、1口単位または1円単位 自動けいぞく投資コース:1円単位または1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年2月21日から2026年8月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	該当事項はありません。
購入・換金不可日	サンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には購入・換金申込みの受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。)があるときは購入・換金申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金申込みを取消すことがあります。
信託期間	2008年7月17日から2028年11月20日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときには、それぞれのファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[毎月分配型] 原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)です。 [年2回決算型] 原則として毎年5月20日および11月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	[毎月分配型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [年2回決算型] 年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンド5,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 詳しくは販売会社もしくは購入時手数料を記載した書面にてご確認ください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に年率1.705%(税抜年率1.55%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)

委託会社	0.75%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用

監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等

実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用

売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
信託財産に関する租税	有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金(ブラジル市場における金融取引税*(IOF)を含みます。)等
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

＊ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、税率および取扱いが変更になることがあります。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※上記は、2025年11月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

[毎月分配型]

対象期間:2025年5月21日～2025年11月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.84%	1.72%	0.12%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[年2回決算型]

対象期間:2025年5月21日～2025年11月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.85%	1.72%	0.13%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

MEMO

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【１年あたりのご負担率（税抜き）】

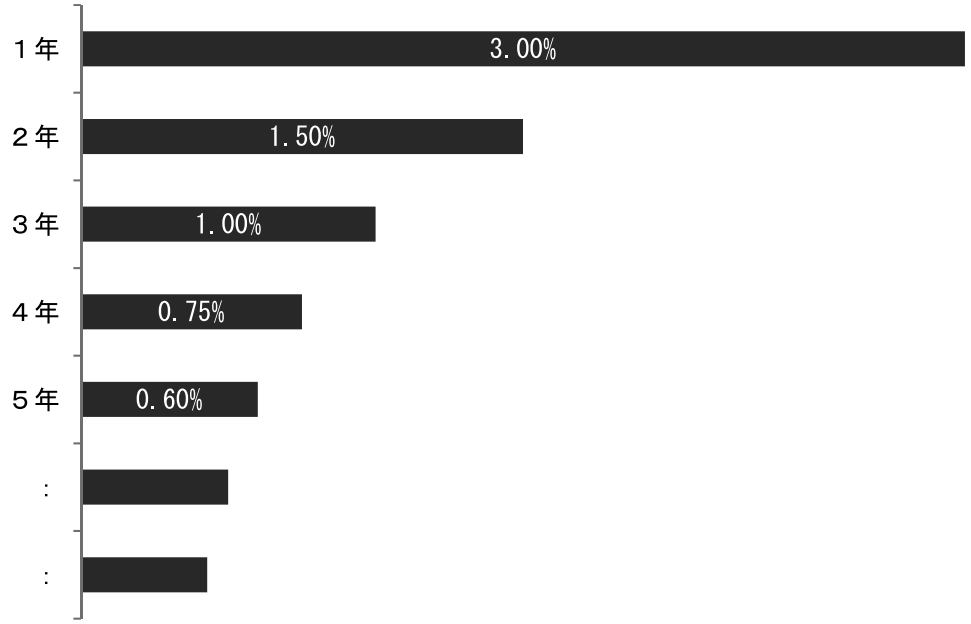

※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。
※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。
実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。
投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。
実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

「ＵＢＳブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）／（年２回決算型）」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜 3.0%）
1億円以上5億円未満	1.65%（税抜 1.5%）
5億円以上	0.55%（税抜 0.5%）

＊購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）
ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（ＮＩＳＡ対象ファンドにおけるＮＩＳＡ預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。
（１）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率
（２）購入金額に（１）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率
なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。
◆野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）	：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

【口数指定でご購入の場合の手数料（例）】
例えば、基準価額10,000円（1万口当り）の時に100万口購入いただく場合、
購入時手数料=100万口×10,000円/1万口×3.3%=33,000円
となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

【金額指定でご購入の場合の手数料（例）】
①手数料を含む金額指定の場合
例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から購入時手数料(税込)を頂戴しますので、100万円全額が当該投資信託への投資に充当されるものではありません。
②手数料を含まない金額指定の場合（ＮＩＳＡ対象ファンドにおけるＮＩＳＡ預りの場合に指定可能）
例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、
購入時手数料=100万円×3.3%=33,000円
となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

詳しくは野村證券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
また、当ファンドの募集の取扱いが登録金融機関による金融商品仲介により成立した場合は、当該登録金融機関は当社がお客様よりいただいた購入時手数料および販売会社として配分を受けた信託報酬のそれぞれ一定割合を受領いたします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

（**＜総合ダイヤル＞　0570-077-000**　※平日 8：40～17：10、土日 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く））

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

（**＜お客様相談室＞　0120-56-8604**　※平日 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く））

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。（ＡＤＲ機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005　※平日 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として外貨建ての債券に投資を行いますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。